

瀬戸市告示第 87 号

瀬戸市議会 9 月定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 19 日



瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 30 日 午前 10 時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 4 8 号議案	瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について……………	1
第 4 9 号議案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について……………	8
第 5 0 号議案	瀬戸市消防団条例の一部改正について……………	10
第 5 1 号議案	瀬戸市子どもの権利条例の制定について……………	12
第 5 2 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	22
第 5 3 号議案	市道路線の認定について……………	41
第 5 4 号議案	令和 4 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 6 号）…	別冊
第 5 5 号議案	令和 4 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 7 号）…	別冊
第 5 6 号議案	令和 4 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
認定第 1 号	令和 3 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 2 号	令和 3 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 3 号	令和 3 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 4 号	令和 3 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 5 号	令和 3 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 6 号	令和 3 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	別冊

認定第7号	令和3年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定 について……………	別冊
同意第2号	瀬戸市教育長の任命について……………	別途
同意第3号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同意第4号	瀬戸市公平委員会委員の選任について……………	別途
同意第5号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
同意第6号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
同意第7号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて……………	別途
同意第8号	瀬戸市監査委員の選任について……………	別途
報告第10号	令和3年度瀬戸市健全化判断比率の報告につ いて……………	別紙
報告第11号	令和3年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率 の報告について……………	別紙
報告第12号	令和3年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算 について……………	別紙
報告第13号	令和3年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算 について……………	別紙
報告第14号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第15号	放棄した債権の報告について……………	別紙
提出	令和3年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を 説明する書類の提出について……………	別冊
提出	令和3年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経	

		営状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提	出	令和3年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状	
		況を説明する書類の提出について……………	別冊
提	出	令和3年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団	
		の経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

4年市長提出第48号議案

瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の育児休業に関する条例（平成4年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>⑦ その養育する子（育休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつては<u>当該期間の末日から6月を経過する日</u>、<u>第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては<u>当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>⑦ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(i) <省略>

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(i) <省略>

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であ

<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>って、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>
<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u></p>	<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u></p>
<p><u>当該子の1歳6か月到達日</u></p>	<p><u>当該子の1歳6か月到達日</u></p>

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ <省略>

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ <省略>

<p>日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p>
<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p>	<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子の養育をするため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p>
<p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p>	<p>(1) <省略></p>
<p>(2) <省略></p>	<p>(2) <省略></p>
<p>(3) <省略></p>	<p>(2) <省略></p>
<p>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p>
	<p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定</p>

<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p>	<p>める期間は、57日間とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p>
<p>第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条</p>

<p>例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) <省略></p>	<p>例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p> <p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) <省略></p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則の内容を考慮し、育児休業の取得要件を緩和する等に当たり、瀬戸市職員の育児休業に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 4 9 号議案

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 1 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>多機能端末機</u>による印鑑登録証明書の交付の申請）</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された<u>端末機</u>であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（<u>多機能端末機等</u>による印鑑登録証明書の交付の申請）</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された<u>民間事業者が設置する端末</u>であって、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）<u>又は自動交付機</u>に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、市庁舎において多機能端末機による印鑑登録証明書
の交付を開始する等に当たり、瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条
例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第50号議案

瀬戸市消防団条例の一部改正について

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第14条 団員には、<u>年額報酬及び出動報酬</u>を支給する。</p> <p><u>2 前項の規定による報酬の額は、年額報酬については別表第1に、出動報酬については別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による報酬の支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の適用を受ける特別職の職員の例による。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条</p> <p>団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用の弁償として旅費を支給する。</p> <p><u>2 <省略></u></p> <p>別表第2 (第14条関係)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第14条 団員には、<u>別表第1に定める報酬</u>を支給する。</p> <p><u>2 前項の報酬の支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の適用を受ける特別職の職員の例による。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 <u>団員が職務に従事するときは、別表第2に定める範囲内において、費用を弁償する。</u></p> <p><u>2 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用の弁償として旅費を支給する。</u></p> <p><u>3 <省略></u></p> <p>別表第2 (第15条関係)</p>

区分	出動報酬の額	区分	費用弁償の額 (1回につき)
水火災その他の災害の現場に出動した場合	4時間までごとに 4,000	水火災その他の災害の現場に出動した場合	2,700
警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合	1回につき 2,500	警戒、訓練若しくは予防広報又は出初式若しくは観閲式のため出動した場合	1,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市消防団条例第14条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瀬戸市消防団条例第14条に規定する出動報酬（以下「出動報酬」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出動報酬については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知）の内容を考慮し、消防団員の費用弁償の一部を報酬に改め、及びその額を改定するに当たり、瀬戸市消防団条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第51号議案

瀬戸市子どもの権利条例の制定について

瀬戸市子どもの権利条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第6条）

第3章 子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務（第7条—第10条）

第4章 子どもの権利を保障する支援（第11条—第16条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第17条—第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人一人が独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。子どもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。国際連合は、子どもの基本的人権を保障するための「児童の権利に関する条約」を1989年（平成元年）に採択し、1990年（平成2年）に国際条約として発効しました。わが国は、この条約を平成6年に批准しています。

しかしながら、現状では幸せな環境で夢を持って日々暮らしている子どもがいる反面、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等に悩み苦しむ子どもたちがあり、子どもの権利が守られていると

は言い難い状況にあります。

本市は、子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境（子どもにやさしいまち）を整えることが重要となります。

このことから、本市は子どもの権利を保障することを目的にこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場の者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。
- (4) 地域住民等 地域の住民、地域で活動を行う団体、地域の事業者等

をいう。

- (5) 保護者等 保護者、学校等関係者及び地域住民等をいう。
- (6) 関係機関 他の地方公共団体、警察、医療機関等をいう。
- (7) 虐待等 虐待、いじめ、体罰等をいう。

第2章 子どもの権利

(安全に安心して生きる権利)

第3条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) 愛情をもって大切に育てられること。
- (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) プライバシーが守られること。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 自分の存在を認められ、尊重されること。
- (2) 自分で自分のことを決めること。
- (3) 自分の目標に向かって挑戦すること。

(主体的に参加する権利)

第5条 子どもは、自分に関わることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。

- (3) 意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 食べること。
- (4) 心及び体を休めること。
- (5) 文化、芸術、スポーツ、社会体験等の豊かな自己を育む経験ができること。

第3章 子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務

(市の責務)

第7条 市は、国、他の地方公共団体と連携するとともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 市は、子どもの権利を保障するため、保護者等と連携及び協働し、必要な施策を実施しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育及び成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

第9条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、虐待及び体罰から子どもを守るため、その解決に向け、市及び関係機関と連携していくよう努めるものとする。

3 学校等関係者は、いじめの発見及び防止に努め、市及び関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第10条 地域住民等は、子どもを共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。

2 地域住民等は、虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

第4章 子どもの権利を保障する支援

(子どもに関する施策の推進)

第11条 市は、瀬戸市子ども総合計画で策定した施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、瀬戸市子ども総合計画を改定する場合は、第13条に規定する子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重するものとする。

(子どもの権利の周知及び学びの支援)

第12条 市は、子どもの権利について、子ども及び保護者等に広く周知するとともに、子ども及び保護者等が子どもの権利を学べるよう支援するものとする。

(子ども・若者会議の設置)

第13条 市は、広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置する。

(虐待等に対する取組)

第14条 市及び学校等関係者は、関係機関と連携し、子どもへの虐待等

の早期発見に取り組むものとする。

2 市及び学校等関係者は、虐待等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して必要な支援を行うものとする。

3 市及び学校等関係者は、虐待等を予防するため、必要な取組を実施するものとする。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもが自発的に様々なことを体験し、及び仲間と交流する場を作る等、豊かな自己を育むことを支援するものとする。

2 市及び学校等関係者は、子ども及び保護者がいつでも安心して相談できる場を作る等の支援をするものとする。

(子育て家庭への支援)

第16条 市は、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その責務を果たせるよう必要な支援をするものとする。

2 市及び学校等関係者は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう必要な支援をするものとする。

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員の設置)

第17条 市は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を置く。

2 擁護委員は、3人以内とする。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。

4 擁護委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(擁護委員の職務)

第18条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談を受け、及び救

済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び調整をするものとする。

2 擁護委員は、前項の調査及び調整の結果、必要と認めるときは、子どもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請すること（以下「勧告又は要請」という。）を行うものとする。

3 擁護委員は、勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができる。

4 擁護委員は、前項の報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができる。

（擁護委員への協力）

第19条 市及び学校等関係者は、前条に規定する擁護委員の職務に協力するものとする。

2 保護者及び地域住民等は、前条に規定する擁護委員の職務に協力するよう努めるものとする。

（勧告又は要請への対応）

第20条 市は、擁護委員から勧告又は要請を受けたときは、その対応状況を擁護委員に報告しなければならない。

第6章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、子どもの最善の利益の実現を基本理念とした子ども総合計画に基づき、「子どもにやさしいまち」の実現のため、子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定めるため必要があるからである。

瀬戸市子どもの権利条例案要綱

この条例は、子どもの権利の保障に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 子どもの権利について

子どもは、次に掲げる権利が守られなければならないことを規定するもの。（第3条から第6条関係）

- 1 安全に安心して生きる権利
- 2 自分らしく生きる権利
- 3 主体的に参加する権利
- 4 のびのびと豊かに育つ権利

第2 子どもを保障する市及び保護者等の責務について

市、保護者及び学校等関係者の責務並びに地域住民等の役割について規定するもの。（第7条から第10条関係）

第3 子どもを保障する支援について

市及び学校等関係者は、子どもの権利を保障するため、次に掲げる支援を行うことを規定するもの。（第11条から第16条関係）

- 1 市は、子どもに関する施策の推進、子どもの権利の周知及び学びの支援並びに子ども・若者会議の設置を行う。
- 2 市及び学校等関係者は、虐待等に対する取組、子どもの育ちの支援及び子育て家庭への支援を行う。

第4 子どもを権利侵害からの救済及び回復について

権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済することを目的とした子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）の設置、擁護委員の職務、擁護委員への協力等について規定するもの。（第17条から第20条関係）

第5 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を令和4年10月1日とするもの。

4年市長提出第52号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類		金額		種類		金額	
<省略>				<省略>			
建築基準法第85条第6項の規		1件につき12		建築基準法第85条第5項の規		1件につき12	
定に基づく仮設建築物の建築許		0,000円		定に基づく仮設建築物の建築の		0,000円	
可申請手数料				許可の申請に対する審査に係る			
				仮設建築物建築許可申請手数料			
<省略>				<省略>			
建築基準法第87条の3第6項		1件につき12		建築基準法第87条の3第5項		1件につき12	
の規定に基づく興行場等への一		0,000円		の規定に基づく興行場等への一		0,000円	
時的な用途変更に係る建築物の				時的な用途変更に係る建築物の			
使用許可申請手数料				使用許可申請手数料			
<省略>				<省略>			
長期優良住	住宅の新築	長期優良住	<省略>	長期優良住	住宅の新築	長期優良住	<省略>
宅の普及の	に係る長期	宅の普及の		宅の普及の	に係るもの	宅の普及の	
促進に関す	優良住宅建	促進に関す		促進に関す		促進に関す	
る法律（平	築等計画の	る法律第2		る法律（平		る法律第2	
成20年法	認定の申請	条第4項に		成20年法		条第4項に	

<p>律第87号) 第5条第 1項から第 3項まで及 び第6項の 規定に基づ く同条第1 項に規定す る長期優良 住宅建築等 計画(以下 この表にお いて「長期 優良住宅建 築等計画」 という。)等 認定申請 手数料</p>	<p>規定する長 期使用構造 等(以下こ の表におい て「長期使 用構造等」 という。)等 である旨を 住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律(平成 11年法律 第81号)第 5条第1項 に規定する 登録住宅性 能評価機関 (以下この 表において 「登録住宅 性能評価機 関」という 。)が確認 した場合</p>		<p>律第87号) 第5条第 1項から第 3項までの 規定に基づ く長期優良 住宅建築等 計画の認定 申請手数料</p>	<p>規定する長 期使用構造 等である旨 を住宅の品 質確保の促 進等に関する 法律(平成 11年法律 第81号)) 第5条第 1項に規定 する登録住 宅性能評価 機関(以下 この部及び 次部におい て「登録住 宅性能評価 機関」とい う。)が確 認した場合</p>			
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>		
	住宅の増築 又は改築に 係る長期優 良住宅建築 等計画の認 定の申請	<省略>		<省略>	住宅の増築 又は改築に 係るもの	<省略>	<省略>
	長期優良住 宅の普及の 促進に關す	長期使用構 造等である 旨を登録住		一戸建て住 宅1戸につ き19, 1			

る法律第5	宅性能評価	00円、共
条第6項に	機関が確認	同住宅等の
規定する長	した場合	1棟の総戸
期優良住宅		数が5戸以
維持保全計		下のときは
画（以下こ		申請1戸に
の表におい		つき27,
て「長期優		700円を
良住宅維持		同一の建築
保全計画」		物について
という。）		同時に申請
の認定の申		が行われる
請		住戸の数で
		除して得た
		額、共同住
		宅等の1棟
		の総戸数が
		6戸以上1
		0戸以下の
		ときは申請
		1戸につき
		41, 20
		0円を同一
		の建築物に
		ついて同時
		に申請が行
		われる住戸
		の数で除し
		て得た額、
		共同住宅等
		の1棟の総
		戸数が11
		戸以上30
		戸以下のと
		きは申請1

戸につき5
4,600
円を同一の
建築物につ
いて同時に
申請が行わ
れる住戸の
数で除して
得た額、共
同住宅等の
1棟の総戸
数が31戸
以上50戸
以下のとき
は申請1戸
につき93
,000円
を同一の建
築物につい
て同時に申
請が行われ
る住戸の数
で除して得
た額、共同
住宅等の1
棟の総戸数
が51戸以
上100戸
以下のとき
は申請1戸
につき15
2,600
円を同一の
建築物につ
いて同時に

申請が行わ
れる住戸の
数で除して
得た額、共
同住宅等の
1棟の総戸
数が101
戸以上20
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
244,8
00円を同
一の建築物
について同
時に申請が
行われる住
戸の数で除
して得た額
、共同住宅
等の1棟の
総戸数が2
01戸以上
300戸以
下のときは
申請1戸に
つき298
,500円
を同一の建
築物につい
て同時に申
請が行われ
る住戸の数
で除して得
た額、共同

住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合
 一戸建て住宅1戸につき75,300円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数

が6戸以上
10戸以下
のときは申
請1戸につ
き254,
900円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
11戸以上
30戸以下
のときは申
請1戸につ
き493,
500円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
31戸以上
50戸以下
のときは申
請1戸につ
き875,

600円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
51戸以上
100戸以
下のときは
申請1戸に
つき1,4
97,90
0円を同一
の建築物に
ついて同時
に申請が行
われる住戸
の数で除し
て得た額、
共同住宅等
の1棟の総
戸数が10
1戸以上2
00戸以下
のときは申
請1戸につ
き2,76
2,500
円を同一の
建築物につ
いて同時に

申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	住宅の新築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	住宅の新築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請のもの	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>
	住宅の増築又は改築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外	長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>	住宅の増築又は改築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項又は	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	<省略>	<省略>
			<省略>			<省略>	<省略>

の変更の認定の申請		
長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた住宅に係る変更の認定の申請	長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建て住宅1戸につき5,200円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の

第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請のもの		
---------------------------	--	--

数で除して
得た額、共
同住宅等の
1棟の総戸
数が11戸
以上30戸
以下のとき
は申請1戸
につき26
,600円
を同一の建
築物につい
て同時に申
請が行われ
る住戸の数
で除して得
た額、共同
住宅等の1
棟の総戸数
が31戸以
上50戸以
下のときは
申請1戸に
つき49,
600円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
51戸以上

100戸以
下のときは
申請1戸に
つき85,
300円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
101戸以
上200戸
以下のとき
は申請1戸
につき14
0,600
円を同一の
建築物につ
いて同時に
申請が行わ
れる住戸の
数で除して
得た額、共
同住宅等の
1棟の総戸
数が201
戸以上30
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
172,9

00円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき184,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合
 一戸建て住宅1戸につき33,400円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について

同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
6戸以上1
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
125,5
00円を同
一の建築物
について同
時に申請が
行われる住
戸の数で除
して得た額
、共同住宅
等の1棟の
総戸数が1
1戸以上3
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
246,0
00円を同
一の建築物
について同
時に申請が
行われる住
戸の数で除
して得た額
、共同住宅

等の1棟の
総戸数が3
1戸以上5
0戸以下の
ときは申請
1戸につき
440,9
00円を同
一の建築物
について同
時に申請が
行われる住
戸の数で除
して得た額
、共同住宅
等の1棟の
総戸数が5
1戸以上1
00戸以下
のときは申
請1戸につ
き758,
000円を
同一の建築
物について
同時に申請
が行われる
住戸の数で
除して得た
額、共同住
宅等の1棟
の総戸数が
101戸以
上200戸
以下のとき

は申請1戸
につき1,
399,6
00円を同
一の建築物
について同
時に申請が
行われる住
戸の数で除
して得た額
、共同住宅
等の1棟の
総戸数が2
01戸以上
300戸以
下のときは
申請1戸に
つき1,9
95,00
0円を同一
の建築物に
ついて同時
に申請が行
われる住戸
の数で除し
て得た額、
共同住宅等
の1棟の総
戸数が30
1戸以上の
ときは申請
1戸につき
2,439
,400円
を同一の建

			築物につい て同時に申 請が行われ る住戸の数 で除して得 た額とする 。				
<省略>				<省略>			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の瀬戸市手数料徴収条例（次項において「新条例」という。）別表中長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）等認定申請手数料の項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料の項の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 前項本文を除く新条例の規定は、令和4年10月1日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87

号)の一部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第53号議案

市道路線の認定について

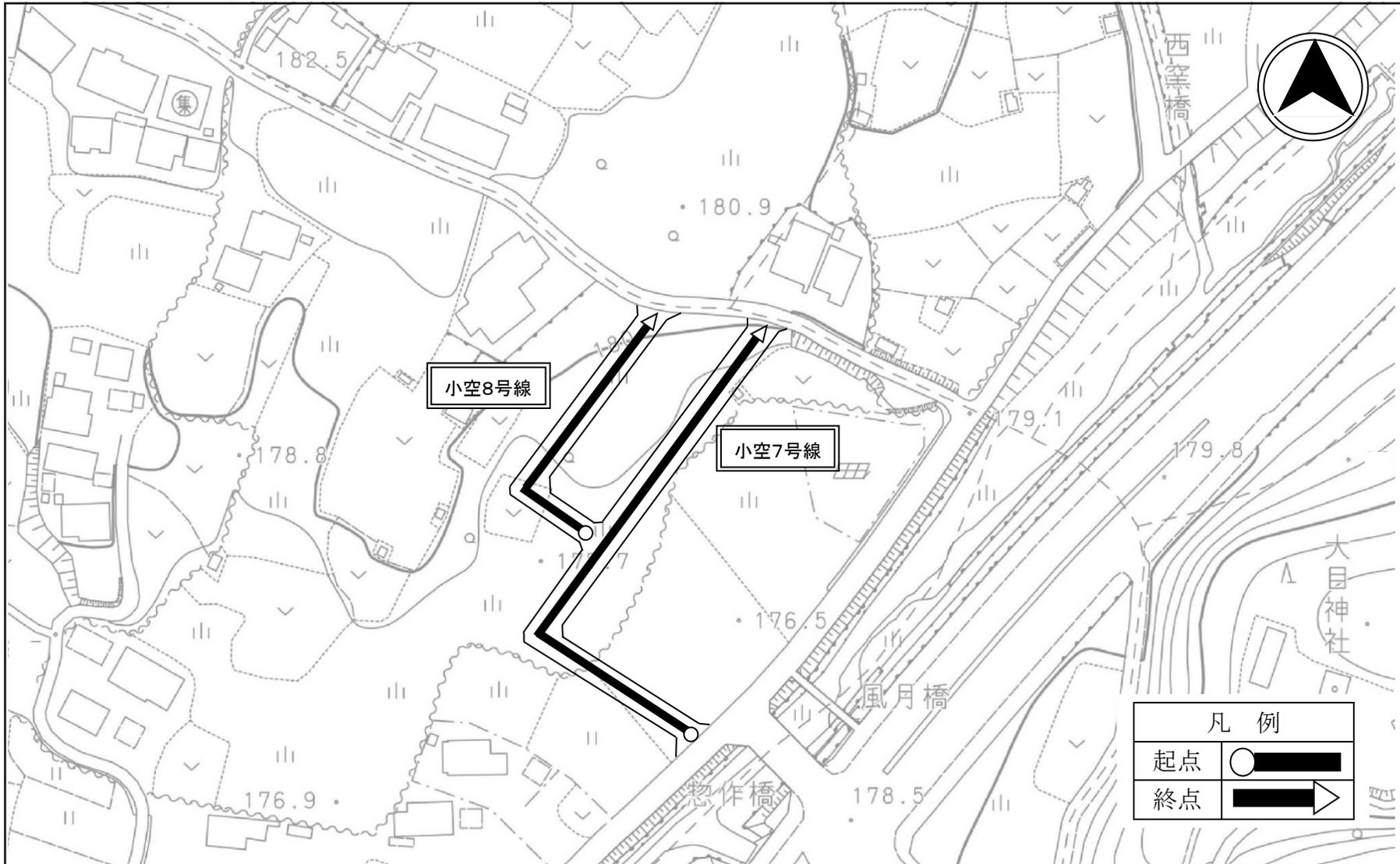
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

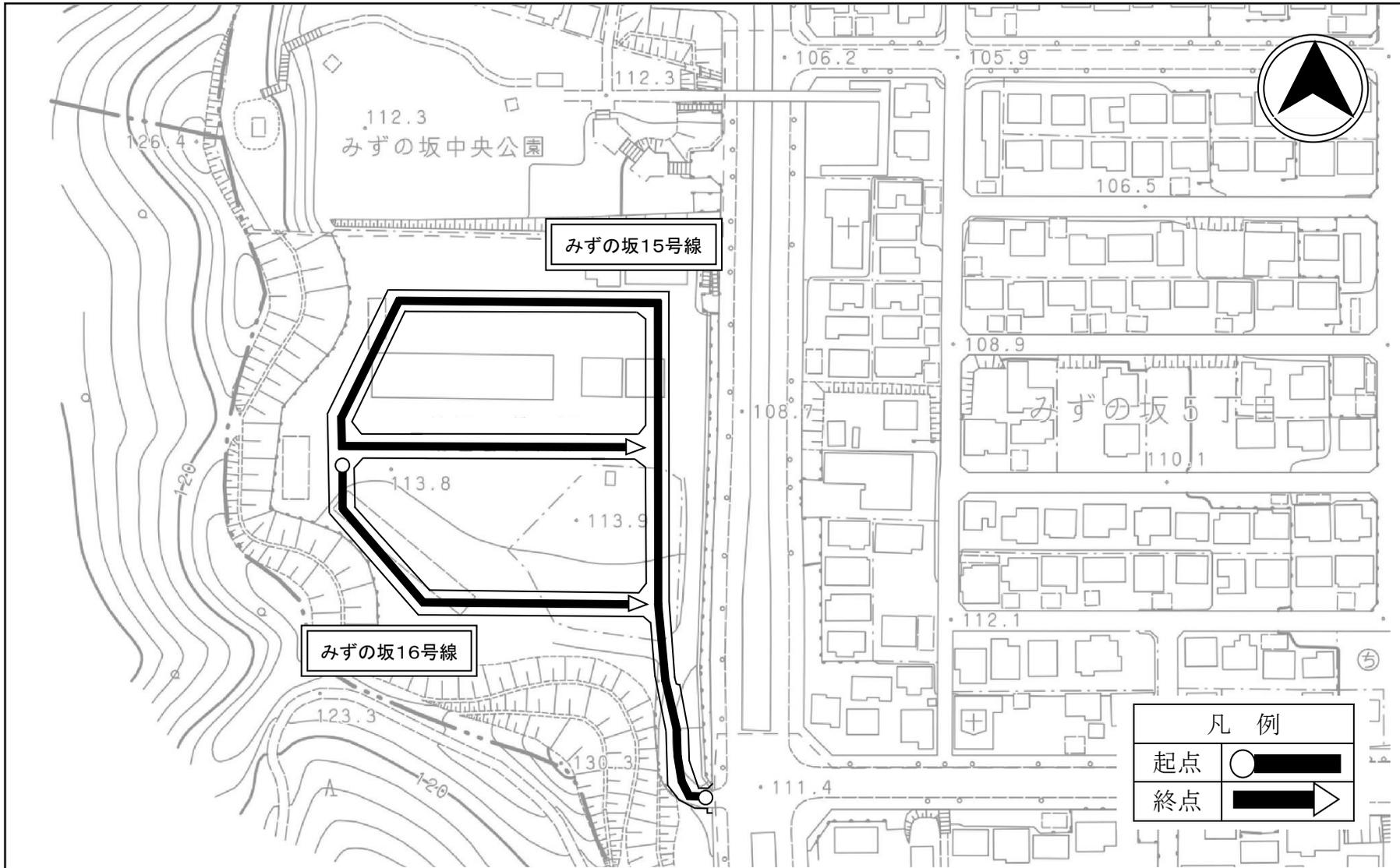
瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
04118	小空7号線	小空町24番8地先
		小空町27番10地先
04119	小空8号線	小空町26番1地先
		小空町27番26地先
10264	みずの坂15号線	みずの坂5丁目162番2地先
		みずの坂5丁目162番62地先
10265	みずの坂16号線	みずの坂5丁目162番52地先
		みずの坂5丁目162番5地先
12571	坂上13号線	坂上町417番1地先
		坂上町384番1地先
12572	坂上14号線	坂上町175番12地先
		坂上町384番1地先

認定路線図



認定路線図



認定路線図

